

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

・当社は、コーポレート・ガバナンス体制の充実を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付け、適なりスクテイクを支える経営管理組織を整備し、経営監視機能の強化、コンプライアンスの徹底に取り組みながら、企業価値の向上を目指しております。

<基本方針>

- (1)株主の権利・平等性の確保
・株主の権利を尊重し、株主の適切な権利行使に係る環境の整備に努め、少数株主等を含む様々な株主の平等性の確保に配慮します。
- (2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働
・会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出に向け、株主以外のステークホルダー（従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等）との適切な協働に努めます。
- (3)適切な情報開示と透明性の確保
・法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の情報提供にも主体的に取り組み、それらが正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるよう努めます。
- (4)取締役会等の責務
・取締役会は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、建設的な議論を行い、その役割・責務の適切な遂行に努めます。
- (5)株主との対話
・株主に対し、経営方針・経営計画を分かりやすく明確に説明し、その理解を得る努力を行い、株主との建設的な対話の実施に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】(株主総会における議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳)
・アニュアルレポートや英文ホームページによる情報提供は行っておりますが、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳については、現時点では外国人株主等の持ち分比率が低い実施していません。今後、外国人株主等の持ち分比率の推移を踏まえつつ検討してまいります。

【補充原則4-1-3】(最高経営責任者等の後継者の計画)
・当社は、最高経営責任者である社長の後継者の計画については明確に定めておりませんが、社長については、事前に独立社外取締役に意見を聴き、経験・見識等から相応しい人物を取締役会において決定しております。

【原則4-2取締役会の役割・責務(2)及び補充原則4-2-1】(経営陣の報酬)
・取締役の報酬は、役職位ごとの固定額の基準報酬と年度ごとの業績に応じた業績連動型の報酬で構成しております。なお、社外取締役はその役割に鑑み、業績連動型の報酬制度の対象外としております。
・中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合については、状況を踏まえながら、今後検討してまいります。

【補充原則4-3-2及び4-3-3】(CEOの選解任手続)
・最高経営責任者である社長については、事前に独立社外取締役に意見を聴き、経験・見識等から相応しい人物を取締役会において決定しております。
・社長を含む経営陣幹部の解任については、職務の継続が困難な事情が生じた場合に、事前に独立社外取締役に意見を聞いたうえで、取締役会において総合的に判断し決定いたします。

【補充原則4-10-1】(任意の委員会の設置)
・当社では、任意の委員会は設置していませんが、取締役の指名・報酬については、事前に独立社外取締役に意見を聴くこととしており、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることができていると認識しております。

【原則4-11取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
・現在、当社の取締役会は、ジェンダーの多様性は実現できておりませんが、専門知識や経験・能力を全体としてバランス良く備えた構成になっていると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4政策保有株式】
・政策保有株式については、当社事業推進の一環として保有することを原則としております。
・当社は、政策保有株式について個別銘柄毎に所管部門へ保有目的の変更有無について毎年確認を行い、確認結果を取締役会で検証しております。また、特定投資株式()につき、継続保有による便益及びリスクの精査、並びに、将来取引や事業運営への影響等を総合的に精査し、取締役会で継続保有の適否を検証しております。検証内容は有価証券報告書で開示しております。検証の結果、継続保有の合理性が認められない銘柄は縮減する方針としております。
()政策保有株式のうち、退職給付信託に抛出したものを除いた株式をいう。

・議決権行使については、当社の議決権行使のガイドラインに従い、当社の企業価値向上に資するか否かの観点から総合的に判断し、適切に行使しております。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

・取締役と当社との利益相反取引及び競業取引については、取締役会規程に基づき取締役会において承認し確認しております。
・また、関連当事者との取引については、取引条件の決定方針を次のとおり定め、取引内容を定期的に事後確認しております。また、重要な取引については、株主総会招集通知や有価証券報告書などで開示しております。
(1)営業取引は、いずれも他の取引先と同様に見積書をベースに価格交渉し決定しております。
(2)土地等の賃借は、契約時点において再取得するのに要する金額又は相続税評価額をベースに、価格交渉し決定しております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

・当社は確定給付企業年金制度を採用しており、その適正な運用を図るため、財務担当部署、人事担当部署の責任者等で構成する年金資産運用管理委員会を設置し、年金資産の保全と効率的運用を図っております。同委員会を通じて運用状況をモニタリングし定期的に経営会議へ報告しております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(i)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

・当社グループは2019年1月1日に株式会社IH環境エンジニアリングの廃棄物処理施設関連事業を統合しました。これを機に水処理関連事業、統合した廃棄物処理関連事業、化学・食品機械関連事業から成る「新生」神鋼環境ソリューショングループが、これからも時代を超えて繁栄し続けるため、2019年5月に全社で共有できる当社グループの企業理念を新たに制定しました。
・この企業理念制定においては、神戸製鋼グループの理念である「KOBELCOの3つの約束」、行動規範である「KOBELCOの6つの誓い」を基盤に置く価値観として、新たに当社グループ独自の「MISSION」「VISION」「VALUE」「SLOGAN」を企業理念としました。
< 神鋼環境ソリューショングループ 企業理念 >
MISSION 今を越える発想で、健やかな環境と暮らしを次世代へ。
VISION 社会と地球が調和する未来を支える。
VALUE 踏み込む。挑む。やり抜く。
SLOGAN Keep the Earth Sky-blue
・企業理念、経営方針及び中期経営計画については、当社ホームページに掲載しております。 <http://www.kobelco-eco.co.jp>

(ii)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

・「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

・取締役の報酬は、役職位ごとの固定額の基準報酬と業績連動型の報酬で構成しております。業績連動型の報酬は、役職位ごとの基準報酬額を、年度ごとの全社の業績に応じて変動させる制度であります。なお、社外取締役はその役割に鑑み、業績連動型の報酬制度の対象外としております。
・各取締役の報酬については、事前に独立社外取締役に意見を聴いたうえで、株主総会で承認された限度額の範囲内において、上記に基づき、取締役会において審議、決定いたします。
・執行役員報酬についても、取締役に準じて決定いたします。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

・経営陣幹部の選任、取締役候補の指名においては、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスなどを考慮し、総合的に検討しています。
・また、監査役候補の指名においては、財務・会計に関する知見、当社事業分野に関する知識及び企業経営に関する多様な視点のバランスなどを考慮し、総合的に検討しています。
・取締役及び監査役候補者は、事前に独立社外取締役に意見を聴いたうえで、上記に基づき、取締役会において審議、決定いたします。
・執行役員の選任についても、取締役に準じて決定いたします。
・経営陣幹部の解任については、職務の継続が困難な事情が生じた場合に、事前に独立社外取締役に意見を聴いたうえで、取締役会において総合的に判断し決定いたします。

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

・全ての取締役・監査役候補者について、候補者とした理由を株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4 - 1 - 1】(取締役会の決議事項、取締役会から経営陣への委任事項)

・当社の取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に定められた事項を決議しております。それ以外の重要事項については、事業規模等から適正な決裁基準を社内規程に定め、取締役社長、担当取締役又は担当執行役員へ委任しております。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

・当社は、3名の独立社外取締役を選任しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

・当社では、会社法に定める社外取締役の要件、及び金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立社外取締役を選任することにしております。
・独立社外取締役については、社外の立場からの経営監視機能を担っていただくこととしており、その経験と見識から、また、独立した立場から当社の経営全般に有用な助言をいただくことができる人物がふさわしいと考えております。

【補充原則4 - 11 - 1】(取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

・取締役候補の指名においては、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスなどを考慮し、総合的に検討しております。
・取締役会は、専門知識や経験等が異なる取締役で構成するとともに、人数を15名以内としております。

【補充原則4 - 11 - 2】(他の上場会社の役員との兼職状況)

・当社は、取締役及び監査役の重要な兼職の状況を株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載し毎年開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3】(取締役会の実効性の分析・評価)

・当社では、2019年度の取締役会全体の実効性について分析・評価を行いました。分析・評価にあたっては、全取締役及び監査役に対して取締役会の構成・運営・議題・資料等を内容とするアンケートを実施し、その結果を踏まえ取締役会で議論しました。

・その結果、当社の取締役会は、概ねその役割・責務を果たしており、実効性は確保されていると確認できました。

・分析・評価の中で、取締役会における資料・説明内容、社外役員への事前説明、取締役会上程までの議論のプロセス紹介、取締役会と経営会議の役割の違い、取締役会での経営課題や業績等に関する議論実施等について意見がありました。これらの意見を踏まえ、改善が必要と考えられる項目については引き続き適宜改善し、継続的に取締役会の実効性向上を図ってまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

・当社は、取締役・監査役が、重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援などのサポートを行うこととしております。

・また、新任取締役には、会社法等の重要な法令に基づく責務や財務等に関する研修を実施しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

・IR活動については、総務部担当役員が責任者となり、総務部が対外窓口となって経営企画部、財務部などの関係部門を取りまとめて実施しております。

・株主等との建設的な対話を促進するため、当社では、会社情報を適時・適切に開示するとともに、機関投資家への説明や取材対応に加え、マスコミ・金融機関を対象とした決算説明会を年2回開催しております。

・決算説明会では社長及び担当役員が説明を行っております。また、説明資料や主な質疑応答は公表し、結果の概要を経営陣幹部や取締役会へ報告しております。

・また、インサイダー情報については、社内規程を定め管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社神戸製鋼所	9,521,400	59.08
みずほ信託銀行株式会社(退職給付信託神戸製鋼所口)	3,403,200	21.12
神鋼商事株式会社	240,000	1.49
神鋼環境ソリューション従業員持株会	238,519	1.48
林 充孝	117,400	0.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	104,000	0.65
日本生命保険相互会社	80,000	0.50
住友生命保険相互会社(特別勘定)	77,400	0.48
大和ハウス工業株式会社	60,200	0.37
MSIP CLIENT SECURITIES	60,200	0.37

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	株式会社神戸製鋼所 (上場:東京、名古屋) (コード) 5406

補足説明 更新

・大株主の状況は、2020年3月末日現在の状況を記載しております。

・割合につきましては、自己株式数(4,210株)を控除して算定しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

- ・親会社との取引条件ないし取引条件の決定方針等は、次のとおりです。
- ・営業取引については、いずれも他の取引先と同様に見積書をベースに、価格交渉し決定しております。
- ・土地等の賃借については、契約時点において再取得するのに要する金額又は相続税評価額をベースに、価格交渉し決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

- ・当社の親会社は、株式会社神戸製鋼所であります。親会社は、間接所有を含め当社の議決権の3分の2以上を有しております。
- ・当社は、親会社の企業グループの中で、固有の事業領域である水処理関連事業、廃棄物処理関連事業及びグラスライニング製機器・装置等を中心とした化学・食品機械関連事業を担う会社であり、親会社からの事業上の制約はなく、独自の事業活動を行っております。
- ・親会社の執行役員1名が当社非常勤取締役を兼務しておりますが、親会社の役員・従業員のその他の兼務はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山口 良雄	他の会社の出身者													
石田 道明	他の会社の出身者													
坂井 慶	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口 良雄		東京証券取引所に独立役員として届け出ております。	山口良雄氏は、上場会社の取締役としての豊富な経験と高い見識から、また、独立した立場から当社の経営全般に有用な助言をいただいております。なお、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

石田 道明	東京証券取引所に独立役員として届け出ております。	石田道明氏は、上場会社の執行役員としての豊富な経験と高い見識から、また、独立した立場から当社の経営全般に有用な助言をいただいております。引き続き、社外取締役として選任しております。 なお、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
坂井 慶	東京証券取引所に独立役員として届け出ております。	坂井 慶氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、検事及び弁護士としての専門的知見と法曹界における豊富な経験と高い見識から、また、独立した立場から当社の経営全般に有用な助言をいただくと判断したため、社外取締役として選任しております。 なお、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・当社の会計監査人は、有限責任あずさ監査法人であります。
- ・年度監査計画・監査体制及び四半期ごとの監査実施状況について定期的に会合を行うなど、監査役は会計監査人と緊密に連携を取りながら監査を実施しております。
- ・当社は、内部監査部門として監査部を設置しております。
- ・原則月1回開催する監査役会へ監査部員の出席を求め意見交換を行うとともに、必要に応じ調査・報告を求めるとともに、監査役は、監査部と緊密に連携を取りながら監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 雅春	公認会計士													
塚本 寛城	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 雅春		当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に2016年6月まで勤務しておりました。 また、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。	山本雅春氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての財務及び会計に関する専門知識と豊富な経験から、当社の社外監査役に適任であると判断したため、社外監査役として選任しております。 なお、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
塚本 寛城		当社の兄弟会社である神鋼機器工業株式会社の取締役にて2014年6月まで、同じく当社の兄弟会社である株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンスの監査役に2019年6月まで、それぞれ就任しておりました。 また、当社の親会社である株式会社神戸製鋼所に2011年6月まで勤務しておりました。	塚本寛城氏は、株式会社神戸製鋼所の部長・支店長、並びに神鋼機器工業株式会社の取締役、株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンスの監査役としての豊富な経験と高い見識から、当社の社外監査役に適任であると判断したため、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

- ・取締役の報酬は、株主総会にて決議された限度額の範囲内において、支給しております。
- ・当社取締役の報酬は業績連動型の報酬制度に基づいて決定しております。役職位ごとの基準報酬額を、年度ごとの全社の業績に応じて変動させ、取締役会の決議により各取締役の報酬額を決定しております。なお、社外取締役はその役割に鑑み、業績連動型の報酬制度の対象外としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

- ・有価証券報告書のほか、事業報告により開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

- ・取締役の報酬は、株主総会にて決議された限度額の範囲内において、支給しております。
- ・当社取締役の報酬は業績連動型の報酬制度に基づいて決定しております。役職位ごとの基準報酬額を、年度ごとの全社の業績に応じて変動させ、取締役会の決議により各取締役の報酬額を決定しております。なお、社外取締役はその役割に鑑み、業績連動型の報酬制度の対象外としております。
- ・なお、当社は、役員退職慰労金制度を2011年6月29日開催の第57回定時株主総会の終結の時をもって廃止し、同定時株主総会の終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を各役員の退任時に打ち切り支給することを決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- ・当社は、内部監査とともに社外監査役を含めた監査役の補助業務を担当する監査部を置いております。
- ・社外取締役は、監査役、監査部及び会計監査人と緊密に連携をとることとし、内部統制部門に対しては、必要な資料の提出や報告を随時要求できることとなっております。
- ・社外監査役と監査部の連携等については「監査役と内部監査部門の連携状況」に記載のとおりであります。
- ・社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会等の重要な会議の日程については、年度毎に、その年度がはじまる概ね2カ月前までに決定しております。
- ・会議の資料については、原則として開催日の3日前までに配布するようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・当社では、取締役会に加え、経営執行の審議機関として経営会議を設置しております。また、経営の意思決定と業務執行の機能を区分し経営の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。
- ・当社では、迅速かつ的確な経営判断がなされるよう、原則月1回の取締役会のほか、原則月2回開催される経営会議に、重要事項を付議しております。また、取締役、及び取締役会決議により選任された執行役員が、委嘱された担当業務を執行する体制となっております。
- ・当社の取締役会は、コーポレートガバナンス報告書提出日現在、大瀧敬織、田中和幸、小倉賢藏、今中照雄、元行正浩、山口良雄(独立社外取締役)、石田道明(独立社外取締役)、坂井慶(独立社外取締役)の8名で構成されており、代表取締役社長 大瀧敬織が議長となっております。
- ・また、全取締役8名中3名が独立社外取締役であり、取締役会における独立社外取締役の割合は3分の1を超えております。
- ・取締役及び執行役員の担当業務及び職務権限、重要な会議体への付議基準等は、取締役会決議又は社内規則により明確化しております。
- ・また、経営監視機能を更に強化するため、社外取締役を選任するとともに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役の選任などの監査役の機能強化に向け取り組みを行っております。
- ・このほか、当社グループ会社と経営に関する重要な情報を共有化するため、グループ会社の連絡会を定期的開催しております。
- ・2019年度は、取締役会を20回開催し、法令、定款及び取締役会規程に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行いました。
- ・2019年度の社外役員の取締役会への出席状況は、次のとおりであります。なお、石田道明、山本雅春及び塚本寛城の各氏につきましては、2019年6月26日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

山口良雄(社外取締役)	20回中20回出席
石田道明(社外取締役)	16回中16回出席
山本雅春(社外監査役)	16回中16回出席
塚本寛城(社外監査役)	16回中16回出席
- ・コンプライアンス体制につきましては、「企業倫理綱領」を制定し、取締役、執行役員及び使用人が法令等を遵守するための行動指針を定めております。また、取締役会の諮問機関としての「コンプライアンス委員会」の設置、同委員会の分科会組織としての「品質・環境監視委員会」及び「安全保障貿易管理全社管理委員会」の設置、外部の弁護士を受付窓口とした「内部通報システム」の導入等により、法令等の遵守体制を整備しております。
- ・内部統制システム上の内部監査につきましては、監査部(5名)が監査業務を統括しており、監査役、監査役会及び会計監査人と緊密に連携をとりながら、他の内部監査部門とともに、効果的に実施できる体制となっております。
- ・また、監査部は、総務部、経営企画部及び財務部などの内部統制部門に対して、必要な資料の提出や報告を随時要求できる体制となっております。
- ・監査役監査につきましては、現在、当社の監査役は4名であり、そのうち常勤は2名であります。また、4名のうち2名を社外監査役で構成し充実した監査体制をとっておりますが、監査役の機能を一層強化するため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役の選任や、内部監査とともに監査役監査の補助業務を担当する監査部を置くなどの取り組みを行っております。
- ・当社の監査役は、取締役会、経営会議などの重要な会議に出席するほか、支社・支店や子会社についても往査を含めた調査を実施しております。また、会計監査人と年度監査計画・監査体制及び四半期毎の監査実施状況について定期的に会合を行うなど、監査役は会計監査人と緊密に連携を取りながら監査を実施しております。
- ・当社の会計監査人は有限責任あずさ監査法人であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役が株主の負託を受けた独立の機関として取締役及び執行役員の業務執行を監査するため、「監査役設置会社」の体制を採用しております。取締役会及び経営会議には監査役が出席するなど、監査役が取締役及び執行役員の業務執行を監視できる体制となっておりますので、引き続き現在の体制を継続してまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より5日程度、早期発送しております。
その他	株主総会招集通知を発送日前にホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、ニュースリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRの担当部署は総務部としております。	
その他	本決算発表と第2四半期決算発表の後、主にマスコミ・金融関係者を対象とした決算説明会を開催しております。 また、希望する機関投資家向けに個別IRミーティングを実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業倫理綱領」に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	本社周辺の清掃活動、工場施設の開放、地域イベント等への寄付、海外研修生の受入等を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業倫理綱領」に規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの基本方針は、次のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社は、「企業倫理綱領」を制定し、取締役、執行役員及び使用人が法令等を遵守するための行動指針を定めております。
・また、取締役会の諮問機関としての「コンプライアンス委員会」の設置、外部の弁護士を受付窓口とした「内部通報システム」の導入等により、法令等の遵守体制を整備しております。
- (2) 財務報告の適正性確保のための体制
・当社は、「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定し、財務報告の適正性を確保するための体制を整備しております。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・当社は、取締役会議事録及び決裁書等の、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を、法令及び社内規則に基づき適正に保存・管理しております。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社は、「リスク管理規程」及び「リスク管理基準」を制定し、管理体制、管理すべきリスク項目及びその対応策等を定め、リスクを管理しております。
・また、リスク管理の状況については、内部監査部門が内部監査を実施する体制となっております。
- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は、取締役会に加え、経営執行の審議機関として経営会議を設置しております。また、経営の意思決定と業務執行の機能を区分し経営の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。
・当社は、迅速かつ確かな経営判断がなされるよう、原則月1回の取締役会のほか、原則月2回開催される経営会議に重要事項を付議しております。また、取締役、及び取締役会決議により選任された執行役員が、委嘱された担当業務を執行する体制となっております。
・取締役及び執行役員の担当業務及び職務権限、重要な会議体への付議基準等は、取締役会決議又は社内規則により明確化しております。
- (6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当社の親会社は、株式会社神戸製鋼所であります。親会社は、間接所有を含め当社の議決権の3分の2以上を有しております。
・当社は、親会社の企業グループの中で、固有の事業領域である水処理関連事業、廃棄物処理関連事業及びガラスライニング製機器・装置等を中心とした化学・食品機械関連事業を担う会社であり、親会社からの事業上の制約はなく、独自の事業活動を行っております。
・当社は、社内規則に基づき、子会社が行う重要な意思決定に際しては事前協議を義務付けるとともに、子会社ごとに主管部門を定め、リスク管理、法令等の遵守、経営の効率化を含めた当社グループ各社の経営の管理、支援を行う体制となっております。また、適宜取締役及び監査役を派遣し、子会社の経営を管理、監督しております。
・主管部門は、子会社に対し必要な報告を要求できる体制となっております。また、当社の内部監査部門が、当社グループ各社の内部監査を実施する体制となっております。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・当社は、内部監査とともに監査役監査の補助業務を担当する監査部を置いております。
・監査役監査に関する補助業務は、監査役の指示に基づき監査部に所属する使用人が行うこととしております。
・監査部に所属する使用人の取締役からの独立性を確保するため、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、その人事異動については、監査役と事前に協議することとしております。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・取締役は、監査役が出席する取締役会において、所管する子会社の状況を含め、随時その担当する業務の遂行状況を報告しております。
・監査役は、取締役、執行役員、使用人、子会社及び会計監査人に対して、必要な資料の提出や報告を要求できる体制となっております。
・当社は、監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いはいりません。また、当社は、「内部通報システム」を利用して通報した者の不利益待遇を禁止しております。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・当社は、監査役がその職務の執行について費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求が監査役職務の執行に明らかに必要でないと思われる場合を除き、当該費用又は債務を負担することとしております。
- (10) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役会において監査計画を策定し、会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役と連携して監査を実施する体制となっております。
・また、監査役と代表取締役は定期的な会合を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方、社内体制の整備状況は、次のとおりです。

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
・当社は、「企業倫理綱領」を制定し、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切関わらないとの基本方針を定めております。
・また、行動基準として、経営に携わる者は反社会的勢力を恐れることなく、率先して襟を正した行動をとること、及び、民事介入暴力に対しては、「恐れない」「金を出さない」「利用しない」を原則として、社員一人一人を孤立させず組織的に対応し、最大限、警察や法律家等の支援を得ていくことを定めております。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

- ・反社会的勢力から接触があった場合、対応者は、総務部に報告・相談することとしております。
- ・総務部は、社内より報告・相談を受けた反社会的勢力についての情報を一元的に管理し、解決に向けたアドバイス等を行っております。また、警察及び暴力対策団体等から反社会的勢力関連の情報の提供やアドバイスを受けております。
- ・当社は、「コンプライアンス委員会」を設置しており、反社会的勢力からの不当要求を含めコンプライアンスに関する事案を審議・報告する体制を整えております。
- ・また、反社会的勢力への対応方法等を記載した「コンプライアンスマニュアル」を作成し、それをを用いた研修等を実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

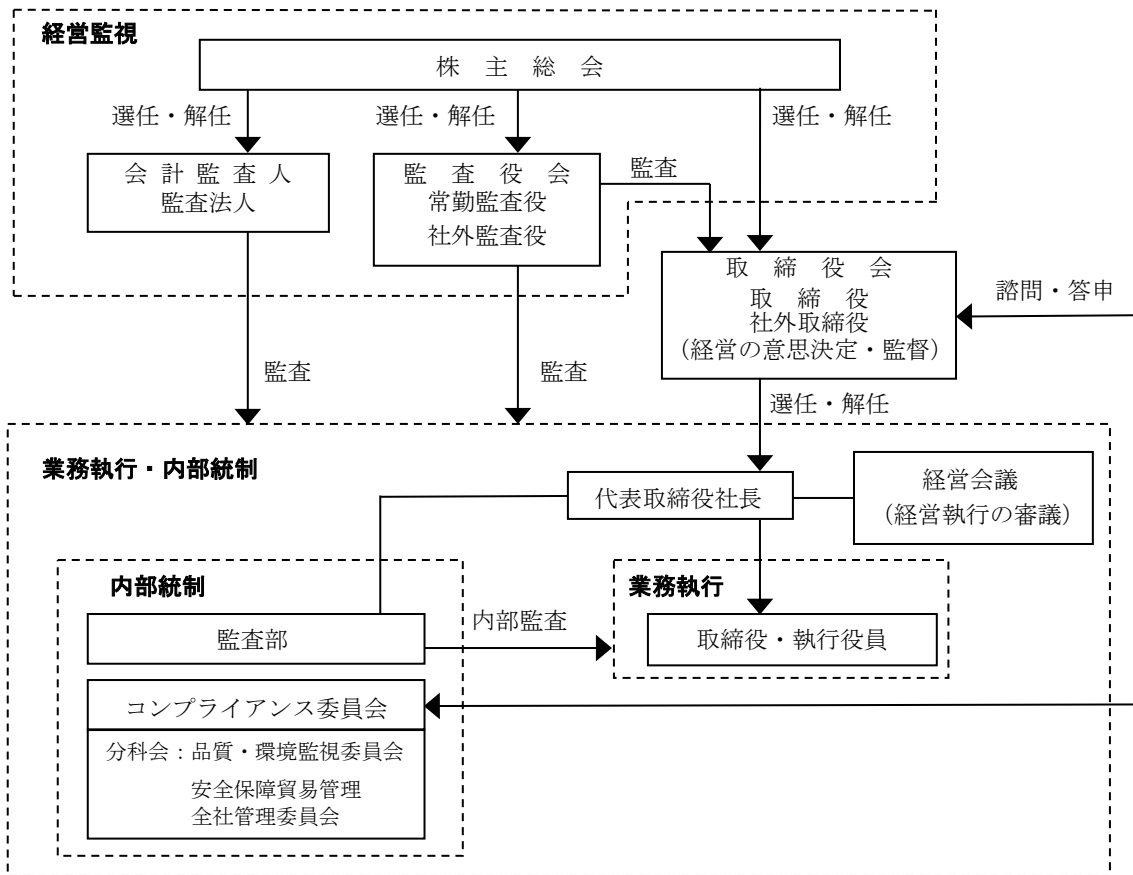
なし

該当項目に関する補足説明

当社は、現在、特段の買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

- ・当社は、引き続きコーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。
- ・当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。
- ・当社は、会社情報の適時開示に関する業務を総務部の所管としており、総務部担当役員を情報取扱責任者とし、その管理のもと、金融商品取引法及び東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、会社情報の適時開示に係る社内体制を次のとおり整備しております。
- ・開示すべき重要な会社情報・事実の基準については、社内規則に定め社内にて周知しております。
- ・情報の集約は総務部が行っております。社内各部署の長は、所管する子会社を含めた重要な会社情報・事実を把握した場合、速やかに総務部へ伝達・報告します。
- ・伝達・報告を受けた総務部は、情報の重要性・正確性、適時開示の要否について、経営企画部その他関係部署と協議し判断します。
- ・総務部において適時開示が必要と判断した情報・事実については、情報取扱責任者がその旨を代表取締役社長へ報告し、会社法その他関係法令及び社内規則に基づく会社としての意思決定または確認がなされた時点で、直ちに総務部が開示手続きを行います。
- ・以上の体制による適正な会社情報の開示を確保するため、内部監査部門として設置している監査部が、随時必要な内部監査を実施しております。
- ・適時開示に係る社内体制の概要は添付のとおりです。



[適時開示体制]

